

4月から「障害者差別解消法」が施行されました

障害のある人も ない人も 共に生きる社会へ

28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、国や地方公共団体、民間事業者などによる「障害を理由とする差別」を禁止し、「合理的配慮」を提供することを定めています。また、相談及び紛争の防止などのための体制の整備、障害を理由とする差別を解決するための啓発活動などの支援措置について明記されています。

お問い合わせは
障害者支援課 電話483-1151へ

障害のある人への差別をなくすために

この法律では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目的としています。このような社会を実現するために、市役所や会社、お店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく障害があるということで「不当な差別的取り扱いを禁止すること」や、その人の障害の特性にあった「合理的配慮の提供をすること」が定められています。また、障害のある人から、社会の障壁を取り除くために何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で対応することが求められます。

「不当な差別的取り扱い」とは

障害を理由として、正当な理由もなくサービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることです。

■例えば…

- ・車いすを利用していることを理由にお店に入ることを断られた
- ・障害者手帳を持っていることで就職・アルバイトなどの雇用を断られた
- ・障害者本人を無視して介助者や付き添いの人にだけ話しかける
- ・「障害がある」という理由だけで、スポーツクラブに入会できない
- ・「障害がある」という理由だけで、アパートを貸してもらえない など

「合理的配慮」とは

障害のある人が困っているときに、その人の障害に合った必要な工夫や方法を相手に伝えて、可能な範囲で実施することを「合理的配慮」といいます。

これらはすべて「不当な差別的取り扱い」にあたります



本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける



保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない



障害者向け物件はないと言っ
て対応しない

■例えば…

- ・足が不自由な人の歩行速度に合わせて歩く
- ・聴覚障害のある人に筆談や絵・写真のカードを用いて説明する
- ・視覚障害のある人に点字の資料を配布する
- ・知的障害のある人に簡単な言葉で分かりやすく説明する など

一人ひとりの配慮が みんなの暮らしやすい社会に

障害のある人から何らかの配慮を求める表明があった場合（知的障害等により本人が自分で意思を伝えられないときには、その家族などが本人を補佐して意思を伝える場合を含む）には、負担になり過ぎない範囲でその人が困っている原因を取り除く配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことが障害のある人への差別につながることもあります。

一人ひとりがちょっと配慮することで、私たちみんなが暮らしやすい社会をつくれます。障害のある人もない人もお互いを理解し、共に生きる社会を目指しましょう。

知っていますか？このマーク

心臓やじん臓など身体内部に障害がある人など外見だけでは障害者とわからない人もいます。マークの意味を正しく理解しましょう。

■国際シンボルマーク…障害者が利用できる



建物や公共交通機関であることを示しています。障害者が乗車していることを周りに知らせる表示でもあります。

■ハートプラスマーク…心臓やじん臓などの



身体内部に障害のある人を示しています。これらの障害は外見からはわかりにくいですが、他の障害者と同様に配慮をお願いします。

■補助犬マーク…補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）と同伴できる施設に



表示されています。補助犬を連れている人を見かけたら、通路を譲るなどの配慮をお願いします。

広告